

森林活動促進への支援事業
【森づくり活動支援型・森林体験行事開催型】

Q & A

岡山県農林水産部林政課
(R6. 4)

〈 目 次 〉

共 通 事 項

1 支援事業の対象となる団体に関連すること

Q 1 - 1 申請者の所在地について、本部が県外にあり、支部が岡山県内にある団体は応募資格があるのか？

2 支援の対象となる活動に関すること

Q 2 - 1 森づくり活動支援型と森林体験行事開催型の違いは何か

Q 2 - 2 どのような活動が補助対象となるのか？

Q 2 - 3 自然観察会は対象となるのか

Q 2 - 4 森林内のゴミ拾いといった清掃活動は補助対象となるのか？

Q 2 - 5 炭焼き小屋の修繕は補助対象となるのか？

Q 2 - 6 松くい虫予防等の森林病虫害対策における樹幹注入剤等の薬剤処理経費は補助対象となるのか？

Q 2 - 7 森林保全のためのイノシシやシカ避け（ネット、トタン板等）における材料代や設置経費は補助対象となるのか。

Q 2 - 8 林道等にある危険木処理は補助対象となるのか？

Q 2 - 9 林道や作業道の路肩の修復など軽微な補修作業は補助対象となるのか？

Q 2 - 10 応募団体が自社の活動をPRするために自社工場の見学会を企画しているが、補助対象となるのか？

3 補助対象経費に関連すること

Q 3 - 1 植樹する苗木の種類について、サクラなどは対象となるのか？

Q 3 - 2 対象となる樹種（県内に自生する郷土樹種）の判断はどうしたらよいか？

Q 3 - 3 謝金の対象となる講師とはどのような者か？

Q 3 - 4 謝金を現金ではなく、現金以外（お菓子等の贈答品）に換えることはできないのか？

- Q 3-5 飲料水代について、関係者以外の打合せ時も補助対象となるのか？
- Q 3-6 飲料水の種類について制限はないのか？
- Q 3-7 1回の活動ごとの飲料水代が150円以上/人の場合はどうなるのか？
- Q 3-8 活動の休憩中にバーベキューをしたいが、食材費やバーベキューに必要な経費は補助対象となるのか？
- Q 3-9 保安林内作業許可申請等法令関係手続きに係る経費は補助対象となるのか？
- Q 3-10 補助対象の物品の郵送料は補助対象となるのか？
- Q 3-11 機材とはこういったものを指すか。
- Q 3-12 外部講師がイベント前日から現地入りし、宿泊施設に宿泊する場合、宿泊費は補助対象（旅費）となるのか？

4 応募に関連すること

- Q 4-1 応募窓口を最寄りの県民局に持参することはできないのか？
- Q 4-2 応募書類や補助申請の作成に必要な経費は補助対象となるのか？

5 事業実施に関連すること

- Q 5-1 いつから事業着手できるのか？
- Q 5-2 事業着手とは何か？
- Q 5-3 事業実施の面積制限はあるのか？
- Q 5-4 自分たちの活動において立地する建物等の維持管理経費は補助対象となるのか？
- Q 5-5 活動計画書の内容は計画であるので、内容が変わっても良いのか？

6 事務手続きに関すること

- Q 6-1 収支決算書はどの程度詳細に記載すべきか？

森づくり活動支援型 個別事項

1 支援の対象となる活動に関すること

Q 1 - 1 1日の活動のうち、午前に間伐作業、午後にきのこと栽培活動をしたが、活動回数は2回としてカウントするのか？

2 補助対象経費に関連すること

Q 2 - 1 応募団体の構成員及び参加者の賃金は認められないのか？

Q 2 - 2 年単位の保険に1年加入し、事業実施前や事業完了後の活動日が保険対象に含まれている場合、当該保険料は補助対象となるのか？

Q 2 - 3 中古品（チェーンソー、刈払い機等）の購入に係る経費は補助対象外となっているが、「機材」の中古品のみが補助対象外になるのか。

3 事務手続きに関すること

Q 3 - 1 事業実施した翌年度から2年間、森林の保全活動等の活動報告をすることとなっているが、報告がない場合は、補助金返還となるのか？

4 活動場所の使用同意に関すること

Q 4 - 1 使用同意の期間はどの程度の期間あれば良いのか。

5 その他

Q 5 - 1 おかやま森づくりサポートセンターが実施する安全講習会を受講することはどういうことか

Q 5 - 2 事業の成果物等を販売してもよいのはどういう場合か

Q 5 - 3 成果物等の収入は何年間報告が必要か

森林体験行事開催型 個別事項

1 補助対象経費に関連すること

- Q 1 - 1 事前準備に認められる期間はいつからか
- Q 1 - 2 おかやま森づくりサポートセンターの貸出資機材の物品は確認はどこでできるか
- Q 1 - 3 鎌やヘルメットなどの資機材を購入したいが可能か
- Q 1 - 4 チェンソーや刈払機の購入は補助対象とならないのか。

その他

- ・（別紙）機材リスト(例)

共 通 事 項

1 支援事業の対象となる団体に関連すること

Q 1 - 1 申請者の所在地について、本部が県外にあり、支部が岡山県内にある団体は応募資格があるのか？

(回答) 岡山県内の支部が代表となり申請することは可能である。

2 支援の対象となる活動に関すること

Q 2 - 1 森づくり活動支援型と森林体験行事開催型の違いは何か

(回答) 森づくり活動支援型は、事業実施主体の森林保全整備やその利活用を支援するものである。
一方、森林体験行事開催型は、事業実施主体が森林体験行事を通じて、森林の役割や重要性を参加者へ広めたり、都市住民やボランティア団体と山村地域住民との交流を深めることを支援するものである。

Q 2 - 2 どのような活動が補助対象となるのか？

(回答) 各募集要領4の「支援の対象となる活動」のとおり。
よって、海岸や河川の保全等、森林ではない場所での活動については補助対象とならない。
ただし、耕作放棄地等での植樹による森づくり活動については補助対象として差し支えない。(下刈りの実施や農地転用許可等の許可を得ることが条件である。)
なお、支援の対象となる森林とは、森林法第2条の規程による森林である。

Q 2 - 3 自然観察会は対象となるのか

(回答) 森林内で実施するものに限る。
なお、主たる目的が登山やハイキングなど、森林の役割や森づくりの重要性を参加者に広めることを目的としないものは対象としない。

Q 2 - 4 森林内のゴミ拾いといった清掃活動は補助対象となるのか？

(回答) 自然観察会などに関連する清掃活動であれば補助対象となるが、単に清掃自体を目的とした活動は補助対象とならない。

Q 2 - 5 炭焼き小屋の修繕は補助対象となるのか？

(回答) 修繕だけでなく、修繕後も事業として炭焼き体験活動を行うのであれば、補助対象となるが、単に修繕だけを目的とする場合は補助対象とならない。

Q 2 - 6 松くい虫予防等の森林病虫害対策における樹幹注入剤等の薬剤処理経費は補助対象となるのか？

(回答) 本事業は、森林の整備や森林の利用を通じて、森林活動への参加を促す活動に対して支援する事業であり、森林被害対策への支援ではないので、補助対象とならない。

Q 2 - 7 森林保全のためのイノシシやシカ避け（ネット、トタン板等）における材料代や設置経費は補助対象となるのか。

(回答) Q 2 - 6 と同様に基本的には補助対象にならないが、森林活動場所の保全のために参加者が活動の一環として設置するものに関してはこの限りではない。

Q 2 - 8 林道等にある危険木処理は補助対象となるのか？

(回答) 森林の整備・森林の利用を行う活動をする上で、必要な危険木処理は補助対象として差し支えないが、単に危険木処理だけを目的とする場合は、補助対象とならない。（危険木処理と森林の整備・森林の利用を一体的に行うこと。）※林道等、道路管理者が明確な場合は、管理者が行うものである。

Q 2 - 9 林道や作業道の路肩の修復など軽微な補修作業は補助対象となるのか？

(回答) 森林の整備・森林の利用を行う活動をする上で、必要な補修作業は補助対象として差し支えないが、単に補修だけを目的とする場合は、補助対象とならない。（補修作業と森林の整備・森林の利用を一体的に行うこと。）※林道等、道路管理者が明確な場合は、管理者が行うものである。

Q 2 - 10 応募団体が自社の活動をPRするために自社工場の見学会を企画しているが、補助対象となるのか？

(回答) 募集要領4「支援の対象となる活動」において、森林の整備、森林の利用を支援の対象としている活動としており、単に自社の製材工場や原木市場の見学は森林の利用に該当しないので、補助対象とならない。

3 補助対象経費に関連すること

Q 3-1 植樹する苗木の種類について、サクラなどは対象となるのか？

(回答) 県内に自生する郷土樹種（モモやブドウなどの果樹用苗木は対象外）を対象としている。そのため自生していないソメイヨシノなどは対象外である。
また、ヤマモモについては、治山事業で肥料木として植栽されており、山に自生する郷土樹種であるため、対象とする。ただし、園芸品種等は対象外である。
その他樹種においても、植樹する品種が園芸品種等である場合は自生していないため対象外とする。

Q 3-2 対象となる樹種（県内に自生する郷土樹種）の判断はどうしたらよいか？

(回答) 原則として岡山県の森林（里山林）を構成する樹種を対象とする。
不明の場合は「岡山県樹種目録（昭和61年3月 岡山県林政課）」を参照のこと。

Q 3-3 謝金の対象となる講師とはどのような者か？

(回答) 謝金などを支給する「講師」とは、森林整備活動等に係る知識や技術を有した人材であり、応募団体の構成員や参加者以外の外部の者である。
なお、おかやま森づくりサポートセンターの森づくりサポーターを講師とする場合の謝金は、同センターから支出されたい（同センターに申請することで、活動団体は無償で講師を呼ぶことができる。）

Q 3-4 謝金を現金ではなく、現金以外（お菓子等の贈答品）に換えることはできないのか？

(回答) 現金を補助対象としており、現金以外の謝礼は補助対象外である。

Q 3-5 飲料水代について、関係者以外の打合せ時も補助対象となるのか？

(回答) 飲料水は活動中における熱中症対策等としてのみ認められており、関係者の打合せ時や事前準備、事後反省会など活動中でないものは補助対象外である。

Q 3-6 飲料水の種類について制限はないのか？

(回答) 事業実施に必要な常識的な範囲で認める（原則、水、お茶、スポーツドリンクのみを補助対象とする。）

Q 3-7 1回の活動ごとの飲料水代が150円以上/人の場合はどうなるのか？

(回答) 1回の活動に係る1人当たりの補助対象経費の上限金額を150円としており、150円を超過した分の費用は自己負担となる。

Q 3-8 活動の休憩中にバーベキューをしたいが、食材費やバーベキューに必要な経費は補助対象となるのか？

(回答) 森林の保全活動等に直接関係のない経費であるので、補助対象とならない。(バーベキューコンロ等の食事を目的とした物品も対象外。)

Q 3-9 保安林内作業許可申請等法令関係手続きに係る経費は補助対象となるのか？

(回答) 上記経費は、事業実施前(交付決定前)に事業主体自らが行う行為であることから補助対象とならない。

Q 3-10 補助対象の物品の郵送料は補助対象となるのか？

(回答) その物品の調達に送料が必要であれば、補助対象経費として差し支えない。
ただし、手数料は補助対象とならない。

Q 3-11 機材とはこういったものを指すか。

(回答) 機材とは、使用に伴い直接摩耗・消耗しないもので、完成品として調達できるものをいう。(動力性能があるものは、基本的に機材扱い)
【例】チェーンソー、刈払機、丸鋸、薪割機など(別紙「機材リスト(例)」参照)
なお、チェーンソーなどの替刃は消耗品として扱うことができる。

Q 3-12 外部講師がイベント前日から現地入りし、宿泊施設に宿泊する場合、宿泊費は補助対象(旅費)となるのか？

条件付きで宿泊費を補助対象とすることを認める。条件は以下のとおり。
(回答) ・連続した日程で行事(事前準備を含む)が実施されること。
・補助対象となる宿泊費は、往復旅費以下であること。
※1泊の宿泊費が1回の往復旅費を超える場合、往復旅費の範囲内で宿泊費を補助対象とする。
例) 宿泊費(1泊)が5,000円、往復旅費(1回)が3,000円の場合。
宿泊費は3,000円まで補助対象とする。

4 応募に関連すること

Q 4-1 応募窓口を最寄りの県民局に持参することはできないのか？

(回答) 応募にあたっての書類は主な活動場所を所管する県民局森林企画課、地域森林課となっているので、御理解願いたい。

Q 4-2 応募書類や補助申請の作成に必要な経費は補助対象となるのか？

(回答) 応募書類や補助申請の作成は、森林の整備や森林の利用とは関係のない行為であることから補助対象とならない。
ただし、作成した活動記録等を、森林整備活動に活用する場合は、対象となる。

Q 4-3 募集要領には「国、地方公共団体及び公益法人からの補助金を受けた活動でないこと」とあるが、森づくり活動以外の活動を対象に助成を受けている場合も採択対象外となるか？

(回答) 森づくり活動以外の活動への助成であれば、採択対象外とはならない。

5 事業実施に関連すること

Q 5-1 いつから事業着手できるのか？

(回答) 交付決定日以降である。よって交付決定前に着手された経費は補助対象外である。

Q 5-2 事業着手とは何か？

(回答) 原則として「発注」を指す。ただし、委託などの契約を要するものは、「契約締結」を指す。
よって、事前の見積もりの徴収など契約締結前に要する事務をすることはやむを得ないが、事務的経費は補助対象外である。

Q 5-3 事業実施の面積制限はあるのか？

(回答) 特に制限は設けていない。

Q 5-4 自分たちの活動において立地する建物等の維持管理経費は補助対象となるのか？

(回答) 森林内の作業を想定しており、建物等の維持管理経費は補助対象とならない。

Q 5 - 5 活動計画書の内容は計画であるので、内容が変わっても良いのか？

(回答) 活動計画書の内容により審査・採択しているので、採択された活動計画書の内容が補助金交付申請書にそのまま反映されると考えている。
(活動計画書の内容と補助金交付申請書の内容は一致する)
なお、交付申請書に載っていない活動を新しく行う場合、もしくは載っている活動を何らかの理由で取り止める場合は事業内容の新設もしくは廃止に該当するが、それに伴い、補助対象経費の2割増減がない場合は変更申請の手続きを行う必要は無い。

6 事務手続きに関すること

Q 6 - 1 収支決算書はどの程度詳細に記載すべきか？

(回答) 品名、単価、数量を記載し、1枚に収まらない場合は、明細書を作成、添付すること。なお、収支決算書には、支払いの根拠となる資料(領収書、請求書等)を添付すること。

森づくり活動支援型 個別事項

1 支援の対象となる活動に関すること

Q 1-1 1日の活動のうち、午前に間伐作業、午後にきのこ栽培活動をしたが、活動回数は2回としてカウントするのか？

(回答) 1回の活動とは、1日単位で実施した活動と考えており、上記の事例のような場合は、1回としてカウントする。なお、活動内容は、「森林の整備」、「森林の利用」どちらでもカウントしても良い。(最低3日間活動する必要がある)

2 補助対象経費に関連すること

Q 2-1 応募団体の構成員及び参加者の賃金は認められないのか？

(回答) 本事業は、森林ボランティア団体等の自主的な活動を支援するものであることから、応募団体の構成員及び参加者の賃金は認められない。
ただし、ボランティア団体等に対応できない専門的な知識や技術を有する作業を応募団体の構成員及び参加者以外の者に依頼する際の賃金の支払いは認められる。

Q 2-2 年単位の保険に1年加入し、事業実施前や事業完了後の活動日が保険対象に含まれている場合、当該保険料は補助対象となるのか？

(回答) 事業実施期間(交付決定日から事業完了日までの期間)に係る保険料が補助対象となる。よって、年単位の保険に加入した場合は、(事業実施期間)÷(保険対象期間)により率を掛けて算出した金額が補助対象経費である。
ただし、契約約款等により、保険対象期間の日数に関わらず、年間保険料が変動しない保険に加入している場合は、当該保険料を補助対象として差し支えない。

Q 2-3 中古品(チェーンソー、刈払い機等)の購入に係る経費は補助対象外となっているが、「機材」の中古品のみが補助対象外になるのか。

(回答) 機材のみに限らず、資材についても中古品は補助対象外となる。

3 事務手続きに関すること

Q 3-1 事業実施した翌年度から2年間、森林の保全活動等の活動報告をすることとなっているが、報告がない場合は、補助金返還となるのか？

(回答) 補助金交付条件として、事業実施した翌年度から2年間、3月末日までに森林の保全活動等の活動報告書を補助申請した県民局長に提出しなければならないと記載されていることから、報告がない場合は補助金返還の対象となる。
ただし、活動場所が被災した等により、止むを得ず活動できなかった場合は、その理由と本事業で整備した機材の写真の保管状況を併せて報告しなければならない。

4 活動場所の使用同意に関すること

Q 4-1 使用同意の期間はどの程度の期間あれば良いのか。

(回答) 少なくとも当該年度に申請されている活動期間を含むものであること。また、工作物等を作設又は設置する場合は、その目的に合わせて内容・期間を設定すること。

5 その他

Q 5-1 おかやま森づくりサポートセンターが実施する安全講習会を受講するとはどういうことか

(回答) チェーンソーや刈払機の使用は危険を伴い、おかやま森づくりサポートセンターが実施する安全講習会を受講してもらうことで、事業実施主体の安全技術等の向上を図ることが目的である。
参加できない場合でも、ほかの研修会に参加したり、独自に講師を招き講習してもかまわない。

Q 5 - 2 事業の成果物等を販売してもよいのはどういう場合か

(回答) 「森林ボランティア団体等が、森林整備活動の成果物等を販売して得た収益を、活動(森林整備)の財源とする場合は、営利目的とはみなさない」としたところである。

この要件として、当該活動により収益等を得る予定もしくは得た場合は、必ず活動計画書や交付申請書、実績報告書の自己資金の欄に記載し、事業費と整合させるようにすること。

なお、前年度に原木に植菌をして、翌年度からきのこを販売する場合は、販売収益が発生した年度の収入に記載し、同様にその年度の事業費と整合させること。

| | | | |
|----|--------|------|-------------|
| 例) | (1) 収入 | 県補助金 | 27万円 |
| | | 販売収益 | 3万円 |
| | | 計 | <u>30万円</u> |
| | (2) 支出 | 事業費 | <u>30万円</u> |

Q 5 - 3 成果物等の収入は何年間報告が必要か

(回答) 補助金交付条件として、事業実施した翌年度から2年間、3月末日までに森林の保全活動等の活動報告書を補助申請した県民局長に提出しなければならないと記載されていることから、この期間までとする。

森林体験行事開催型 個別事項

1 補助対象経費に関連すること

Q 1 - 1 事前準備に認められる期間はいつからか

(回答) 事前準備として認められる期間は1～2週間程度である。それより前に実施しているものは、日常の活動にあたりと想定されるため、原則として対象外とする。
要件があれば、森づくり活動支援型への変更が望ましい。

Q 1 - 2 おかやま森づくりサポートセンターの貸出資機材の物品は確認はどこでできるか

(回答) おかやま森づくりサポートセンターのホームページに貸出資機材と保管場所について掲載されている。

Q 1 - 3 鎌やヘルメットなどの資機材を購入したいが可能か

(回答) おかやま森づくりサポートセンターの貸出資機材がある場合は、原則、購入は補助対象としていない。

Q 1 - 4 チェンソーや刈払機の購入は補助対象とならないのか。

(回答) 本タイプはイベントの開催を支援する事業であり、機材は補助対象外とする。なお、事前準備などでチェンソーや刈払機など機材の使用が必要な場合は、森林組合等からレンタルしたり、所有している方を雇うなどで対応願いたい。

(別紙) 機材リスト(例)

| | |
|------------|------------|
| ドライバードリル | 丸鋸 |
| インパクトドライバー | 電動目立て機 |
| 椎茸用ドリル | チップソー研磨機 |
| 刈払機 | 高枝切りチェーンソー |
| チェーンソー | 薪割機 |
| グラインダー | ブロワー |
| ヘッジトリマー | 発電機 |
| 卓上ボール盤 | バッテリー |
| 竹粉碎機 | |

※機材とは、使用に伴い直接摩耗・消耗しないもので、完成品として調達できるものをいう。

※森林体験行事開催型は「機材」を補助対象としていないため、注意すること。